

議案第 26 号

損害賠償の額の決定及び和解について

次のとおり損害賠償の額の決定及び和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

1 事故の概要

令和7年7月22日午後8時32分頃、消防署中央分署消防士[REDACTED]が野田市柳沢24番34地先の路上において、消火活動のため消防車両を後退させたところ、停車していた軽自動車に接触した事故

2 相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

3 損害状況

当方 人損 なし

相手方 人損 頸椎捻挫、頸部挫傷、腹部打撲傷、外傷性頸部症候群、胸腹部打撲傷、休業損害及び慰謝料

4 損害賠償の額及び和解の内容

上記の事故による相手方の損害について、本市の賠償責任として過失割合を10割とし、金1,072,163円を負担することで和解する。

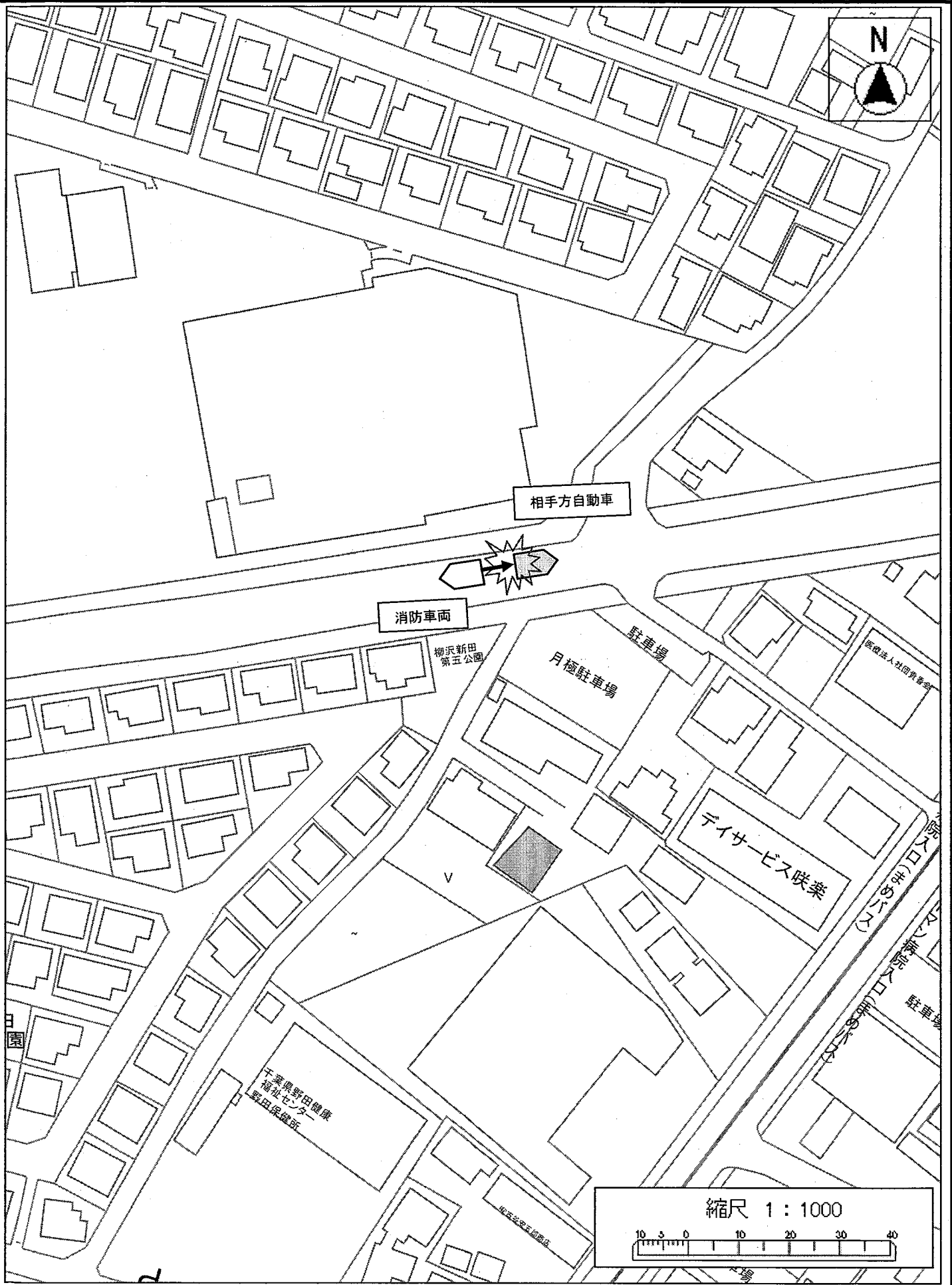
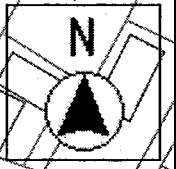
令和8年2月26日提出

野田市長 鈴木 有

提案理由

消防車両の事故について損害賠償の額を決定し、和解しようとするものである。

野田市柳沢24番34地先



相手方自動車

消防車両

柳沢新田
第五公園

月極駐車場

駐車場

デイサービス映葉

千葉県野田健康
福祉センター
野田保健所

縮尺 1 : 1000

